

企画競争実施の公示

令和3年5月21日

一般社団法人 山陰インバウンド機構

次のとおり、企画提案書の提出をお願いします。

1. 業務概要

(1) 業務名

令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業

「〈民間力による域内消費の拡大（1）〉

プラットフォーム型スクールによるスタートアップ支援事業」

(2) 業務内容

別紙「説明書」による

(3) 履行期限

令和4年3月10日（木）

2. 企画競争参加資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) （一社）山陰インバウンド機構への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3. 手続等

(1) 担当部署

（一社）山陰インバウンド機構

〒683-0043 鳥取県米子市末広町311番地 米子駅前ショッピングセンター4F

E-mail: sanindmo@sanin-dmo.jp

TEL: 0859-21-1502 / FAX: 0859-21-1524

(2) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書（A4判15枚程度）に併せて、次の事項を記載した書面を提出して下さい。

- ・事業の定性的・定量的な目標値
- ・業務の実施体制、実施工程
- ・緊急時の連絡体制

- ・苦情等相談に係る処理体制
- ・配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況(該当する場合)
- ・業務項目別の経費概算
- ・再委託等の有無及び予定(ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。)

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限: 令和3年5月31日(月)17時00分(必着)

場 所: (1)に同じ。

方 法: 郵送により原則6部提出することとし、電子データも併せて提出すること。

(4) ヒアリング実施の有無 無

(5) 契約の相手方として最適なものを特定(以下「特定」という)するための企画提案書の評価基準

- ①業務内容の理解度: 調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- ②提案内容の優良性: 提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③提案内容の独創性: 独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④業務遂行の安定性: 実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤業務成果の中立性: 適正公平な業務成果を示すことができること。
- ⑥必要経費: 業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑦専門的知識: 業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 本業務の支払条件及び概算予算額

・支払条件: 完了検査終了後、適法な請求書を受領して30日以内。

・概算予算額: 2,000万円を上限とする。(消費税及び地方消費税を含む)

(4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(5) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しないものとする。

(6) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。

(7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(8) 提出された企画提案書は、原則返却しない。

(9) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。

(10) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(11) 特定した提案内容については、(一社)山陰インバウンド機構情報公開規程に基づき、開示する場合がある。

(12) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、(一社)山陰インバウンド機構会計規程に基づく契約手続の完了までは、(一社)山陰イン

バウンド機構との契約関係を生じるものではない。

- (13) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。
- (14) 企画競争の結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から 14 日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、(一社)山陰インバウンド機構ホームページで次の事項を公表する。
 - ・特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ・企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点
- (15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は(一社)山陰インバウンド機構に帰属する。
- (16) 不明な点等の問い合わせ先等
 - ・問い合わせ先: 3. (1)に同じ(担当: 米村)
 - ・問い合わせ方法: 電話又は電子メール
 - ・問い合わせ期間: 公示の日から、3. (3)に記載の提出期限までなお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

説 明 書

1. 業務名

令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業

「〈民間力による域内消費の拡大（1）〉

プラットフォーム型スクールによるスタートアップ支援事業」

2. 実施時期

契約締結の日～令和4年3月10日

3. 業務の目的

山陰地域における訪日外国人旅行者40万人泊達成に向けた誘客を促進し、山陰全体の活性化に結び付け、持続的な観光地を形成していくため、多様な「観光人材」を育成し輩出していくプラットフォームを構築する。

具体的には、①コンテンツ開発、②流通テストマーケティング、③検証等が行える仕組みを構築し、持続的に「観光」分野の多様な専門人材候補を育成・輩出していくことで、滞在コンテンツを創出・展開し、訪日外国人旅行者にとって魅力的なエリアを目指す。最終的には域内周遊・消費拡大及び地域の活性化の実現に繋げる。

また、プラットフォーム構築に当たってはノウハウ集積や持続性が重要であり、産学官連携の観点から可能な限り地元大学との連携を目指す。

4. 業務の内容

これまで当機構が取り組んできた観光人材育成の過程で培ったノウハウを活用しつつ、観光人材育成及び事業者支援を目的に、領域ごとの専門家を講師として招請し、持続的観光地域形成、顧客づくり、商品開発、流通路確立強化、事例研究、事業計画等の分野についてのノウハウを受講者に習得させ、受講者の課題解決や事業化に繋げる。

実施方法としては、事前に定めたカリキュラムに沿って進行するスクール形式のセミナー等の実施に加え、カリキュラム開始後に明らかとなった参加者の課題等へのフォローアップ等を本プラットフォームで実施していく。

また、新規事業者による起業、事業の多角化及びDMO人材候補者輩出等を目的に、参加者同士の意見交換やコンテンツ開発・流通路開発等に関するテストマーケティング、事業化・商品化等の企画運営等、実践的な内容も取り入れる。

プラットフォーム設置とノウハウ習得・スキルアップセミナーの企画運営

(1) プラットフォームの開設・運営

- ・参加者（受講者（※））の募集及び相談対応を行うこと
- ・地域事業者等との連絡調整業務を行うこと
- ・その他、プラットフォーム運営に必要な業務を行うこと

(※) 受講者

- ・地域に根差した観光事業の再構築を検討している事業者
- ・観光で起業（新規事業の展開等）を企画検討している社会人や学生
- ・観光ビジネスや観光地域づくり、地域活性化に志向・挑戦心ある社会人や学生 等

(2) スキルアップセミナーの企画運営

- ・全期間を通じて24時間程度のプログラムを設定すること
- ・今後の持続的観光地形成、訪日外国人をターゲットとして見据えたコンテンツ造成のノウハウ習得や事例研究等を可能とすること
- ・オンラインの活用を可能とすること
- ・各分野、領域の専門家や実績者を外部講師として招請し組み立てること

ワークショップ等開催による事業の具現化

(1) 小グループによる集合研修の実施

- ・全期間を通じて24時間程度のプログラムを設定すること（スキルアップセミナーの研修時間とは別枠で確保すること）
- ・意見交換、研鑽、交流等、ワークショップ形式で実施すること
- ・参加者が事業化、商品化について検討や具現化が進む内容とすること
- ・オンラインの活用を可能とすること

(2) テストマーケティング、モニタリングの実施

- ・ランドオペレーター、旅行会社、通訳ガイド、在住外国人等のモニター等を活用しながら、事業計画、商品開発、流通路開発等の具現化に向けた検証や改善の場を設定すること

(3) 理解度深化、課題解決、事業計画策定等の支援

- ・講師や専門家（アドバイザー等）の指導により、小グループ方式で意見交換する場を設定し、受講生の課題解決や事業計画策定等の検討を進めること

(4) 事業化、商品造成等の伴走支援

- ・事業化、商品造成等について、専門家等を活用し、課題解決や具現化に取り組むこと
- ・伴走支援については、最大限の成果を見据え効果的な企画と柔軟な運営とすること

- ・商品造成においては、当機構のデジタルパスやO T A、旅行会社等での流通を図ることができるよう支援すること

(5) 参加者（受講者）対応

- ・事業期間中は、事業成果を目指し、参加者の課題解決や具現化等に向け、フォロー対応を行うこと

《目標と成果指標について》

受講者・参加者登録数 40人

受講者・参加者による起業・事業化・商品化数 15件

5. 企画提案、業務の実施、運営について

- (1) 企画提案においては、本事業の趣旨、目的を理解し、成果が最大限期待できる企画を提案すること
- (2) 本業務の実施にあたっては、可能な限り地元大学等と連携し、人材育成のノウハウの蓄積とプラットフォーム運営が持続的な形となるよう工夫すること
- (3) 受講者、参加者の募集、告知においては、効果的に実施すること
- (4) 本業務の実施にあたっては、当機構と十分協議のうえ行うこと

6. 成果物の提出等

- (1) 成果物
事業実施報告書（A4版） 5部（紙媒体）
- (2) 提出場所
一般社団法人山陰インバウンド機構
- (3) 提出期限
令和4年3月10日（木）
なお、作成にあたっては、以下について留意のこと
①事前に監督職員の承認を受けること
②事業実施状況等をわかり易く編集すること
③事業実施による効果を調査し、取りまとめること

7. その他

- (1) 当機構と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、「Japan. Endless Discovery.」や「縁の道～山陰～」のロゴマーク等を使用する等、国及び当機構の進める事業であることが分かるよう表示すること。